第十六号様式中「地理試験受験申請書」を「受験申請書」に、「地理の」を「輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する」に改める。

第十七号様式中「地理試験合格証」を「合格証」に、「地理の」を「輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する」に改め、「地方運輸局長名」の次に「、登録実施機関名」を加え、同様式の次に次の一様式を加える。

第十七条の二様式〔第39条〕

科目合格通知書

氏　名
生年月日

上記の者は、　年　月　日に実施したタクシー事業適正化特別措置法の規定に基づく地域に係る輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験科目のうち（1　法令、2　地理）について合格点を得たことを通知する。

年　月　日

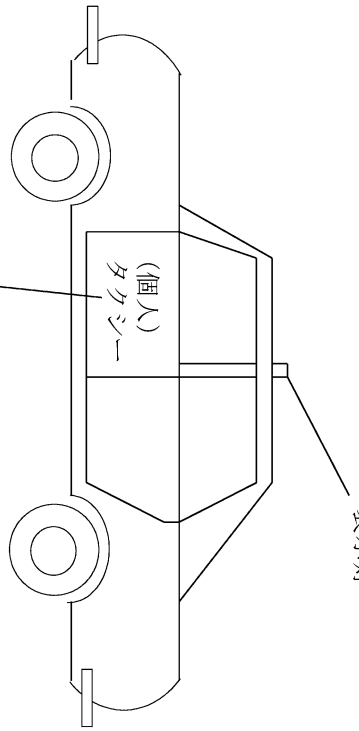
地方運輸局長名、登録実施機関名又は適正化事業実施機関名　印

注　(1)　試験科目の番号が付されている事項は、該当する番号を○で囲むこと。

(2)　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別表を次のように改める。

別　表〔第29条〕



注　(1)　「タクシー」、「ＴＡＸＩ」又は「個人」の表示は、ペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。

(2)　表示灯は、自動車の屋根の上に自動車の前後から見易いように装着すること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（合格者に関する経過措置）

2　一の特定指定地域で行われたこの省令による改正前のタクシー業務適正化特別措置法施行規則第三十九条第一項に規定する地理の試験に合格した者は、当該特定指定地域で行われる試験においてこの省令による改正後のタクシー業務適正化特別措置法施行規則第三十九条第一項第二号に掲げる科目について合格点を得た者とみなし、その申請により、同号に掲げる科目に係る試験を免除する。

告　示

○国土交通省告示第六百九十七号

タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和四十五年運輸省令第六十六号）第三十九条の規定に基づき、タクシー業務適正化特別措置法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年六月三日　国土交通大臣　太田　昭宏

タクシー業務適正化特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験）

第五条　施行規則第三十九条第一項の告示で定める事項は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

科目	事項
タクシー事業に係る法令、安全及び接遇	一　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）、タクシー業務適正化特措置法（昭和四十五年法律第七十五号）、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）その他の関係法令に関する事項 二　道路運送法第十一条第三項の規定に基づき公示された一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款に関する事項 三　当該指定地域における交通事故の発生状況 四　タクシー事業の特性及び交通事故発生状況を踏まえた運転に関する技能及び知識 五　交通事故の防止及び事故発生時の措置に関する事項 六　過労運転の防止その他の健康管理に関する事項 七　タクシーの運転者の基本的な心構え及び接遇に関する事項 八　タクシーに搭載する装置等の取扱いに関する事項 九　高齢者、障害者等の乗車、降車等におけるタクシーの運転者の対応に関する事項 十　その他タクシー事業の業務に必要な法令、安全及び接遇に関する事項